

<財産形成年金預金>商品概要説明書（１）

青木信用金庫

平成２４年８月１日現在

１．商 品 名		財産形成年金預金	
	（愛 称）	（財形年金預金）	
		預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合	預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合
２．販 売 対 象		・ 財産形成年金預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方で 55 歳未満の方（預入は 55 歳以降も可能です。） ・ おひとり 1 契約で、1 金融機関に限ります。	
３．期 間		積立期間 5 年以上（年 1 回以上の預け入れが必要です。） 年金受取開始日までに、最終預入日から 6 か月以上 5 年以内の据置期間が必要です。積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。	
４．預 入			
	預入方法	給与または賞与からの天引き預入 預入毎に定期預金を作成します。	
	預入金額	1 回 100 円以上	
	預入単位	1 円単位	
５．払 戻 方 法 （払戻要件）		満 60 歳に達した日以降、5 年以上 20 年以内の期間にわたり 3 か月ごとにご指定の口座に振込みます。	
６．利 息			
	適用利率	・ 固定金利 預入金額ごとに預入日の店頭表示の利率を適用します。	
	利払方法 （頻度）	個別の定期預金毎に、満期時に一括してお支払いします。	
	計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする 1 年ごとの複利計算	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算
７．税 金		・ 財産形成住宅預金と合算で 550 万円を限度として非課税とすることができます。この非課税限度額を超える場合は、超えた日以後の元本のお利息について 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ 年金以外で払い戻しされる場合は、過去 5 年間にわたる利息および解約利息について課税されます。ただし、年金の支払開始後 5 年超に年金以外の払い戻しをする場合には解約利息のみに課税されます。	
８．手 数 料		―――	
９．付加できる 特約事項		―――	

＜財産形成年金預金＞商品概要説明書（２）

青木信用金庫

平成２４年８月１日現在

10. 中途解約時の取扱い	全額解約のみ可能で、一部解約はできません。			
	預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合		預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合	
	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。		満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。	
	＜解約日までの預入期間＞		＜期限前解約利率＞	
	6 か月未満		解約日の普通預金利率	
	6 か月以上 1 年未満		「2 年以上利率」 × 40%	
	1 年以上 1 年 6 か月以上		「2 年以上利率」 × 50%	
	1 年 6 か月以上 2 年未満		「2 年以上利率」 × 60%	
	2 年以上 2 年 6 か月未満		「2 年以上利率」 × 70%	
	2 年 6 か月以上 3 年未満		「2 年以上利率」 × 90%	
ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。		ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。		
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。			
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。			
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は「財形年金預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。			
14. 預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）			